

懲戒処分等の指針の一部改正について（案）

教育総務課

1 改正の趣旨

懲戒処分をした職員の公表について、公表の例外を明記するほか、所要の改正を行う。

2 改正の概要

（1）公表基準の見直し

現行では、懲戒免職の場合は氏名、学校名等を公表することとしており、被害者等が公表しないよう求めている場合は、氏名及び学校名等を校種及び職位に替え、処分の事由を概要化するなど配慮するよう例外規定を設けているところである。

被害者等の権利利益を保護するため、被害者等から申し出があった場合は、懲戒免職であるか否かに関わらず対外的に公表しないことを含めるものとする。

（2）その他

道路交通法の一部改正により、引用している条項が移動したことに伴う改正を行う。

3 その他

この改正は、教育委員会定例会において議決された日以後に処分する事案を対象とする。

懲戒処分等の指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第3 標準例</p> <p>5 交通事故・交通法規違反関係 留意事項</p> <p>5 酒気帯び運転とは道路交通法第 117 条の2の2第 1号に定める状態をいう。</p> <p>第5 公表基準</p> <p>3 公表の例外</p> <p>(1) <u>わいせつ事件等の被害者等が事件を公表しないよう求めている場合</u>にあつては、<u>被害者等の権利利益の保護のため公表しないことを含め</u>、被処分者の氏名及び学校名等を校種及び職位に替え、また、処分の事由を概要化するなど配慮するものとします。</p>	<p>第3 標準例</p> <p>5 交通事故・交通法規違反関係 留意事項</p> <p>5 酒気帯び運転とは道路交通法第 117 条の4第1項第3号に定める状態をいう。</p> <p>第5 公表基準</p> <p>3 公表の例外</p> <p>(1) <u>懲戒免職であっても、わいせつ事件等の被害者等が事件を公表しないよう求めている場合</u>にあつては、<u>被処分者の氏名及び学校名等を校種及び職位に替え</u>、また、処分の事由を概要化するなど配慮するものとします。</p>

権利利益の保護・・・プライバシーを守ること
被害者が特定されないこと